

福島県を震源とする地震について（第17報）

1 厚生労働省における対応

(1) 3/16 23:39 厚生労働省災害情報連絡室設置

2 医療関係

(1) EMISの運用状況（4月6日 18時00分時点）

- 3月17日 北海道 EMIS 警戒モードに切り替え。
→3月23日 EMIS 通常モードに切り替え（警戒解除）。
- 3月17日 宮城県 EMIS 災害モードに切り替え。
→3月17日 EMIS 通常モードに切り替え（災害解除）。
- 3月17日 福島県 EMIS 災害モードに切り替え。
→3月23日 EMIS 警戒モードに切り替え（災害解除）。
→4月2日 EMIS 通常モードに切り替え（警戒解除）。
- 3月17日 青森県 EMIS 警戒モードに切り替え。
→3月31日 EMIS 通常モードに切り替え（警戒解除）。
- 3月17日 岩手県 EMIS 警戒モードに切り替え。
→3月30日 EMIS 通常モードに切り替え（警戒解除）。
- 3月17日 山形県 EMIS 警戒モードに切り替え。
→3月30日 EMIS 通常モードに切り替え（警戒解除）。
- 3月17日 秋田県 EMIS 警戒モードに切り替え。
→3月30日 EMIS 通常モードに切り替え（警戒解除）。
- 3月17日 新潟県 EMIS 警戒モードに切り替え。
→4月1日 EMIS 通常モードに切り替え（警戒解除）。
- 3月17日 茨城県 EMIS 警戒モードに切り替え。
→3月17日 EMIS 通常モードに切り替え（警戒解除）。
- 3月17日 栃木県 EMIS 警戒モードに切り替え。
→3月17日 EMIS 通常モードに切り替え（警戒解除）。
- 3月17日 群馬県 EMIS 警戒モードに切り替え。
→3月17日 EMIS 通常モードに切り替え（警戒解除）。
- 3月17日 埼玉県 EMIS 警戒モードに切り替え。

- 3月17日 EMIS 通常モードに切り替え（警戒解除）。
- 3月17日 千葉県 EMIS 警戒モードに切り替え。
→ 3月18日 EMIS 通常モードに切り替え（警戒解除）。
- 3月17日 東京都 EMIS 警戒モードに切り替え。
→ 3月23日 EMIS 通常モードに切り替え（警戒解除）。
- 3月17日 神奈川県 EMIS 警戒モードに切り替え。
→ 3月17日 EMIS 通常モードに切り替え（警戒解除）。
- 3月17日 山梨県 EMIS 警戒モードに切り替え。
→ 3月22日 EMIS 通常モードに切り替え（警戒解除）。
- 3月17日 愛知県 EMIS 警戒モードに切り替え。
→ 3月18日 EMIS 通常モードに切り替え（警戒解除）。
- 3月17日 三重県 EMIS 警戒モードに切り替え。
→ 3月17日 EMIS 通常モードに切り替え（警戒解除）。
- 3月17日 静岡県 EMIS 警戒モードに切り替え。
→ 3月17日 EMIS 通常モードに切り替え（警戒解除）。
- 3月17日 滋賀県 EMIS 警戒モードに切り替え。
→ 3月17日 EMIS 通常モードに切り替え（警戒解除）。
- 3月17日 奈良県 EMIS 警戒モードに切り替え。
→ 3月20日 EMIS 通常モードに切り替え（警戒解除）。
- 3月17日 和歌山県 EMIS 警戒モードに切り替え。
→ 3月17日 EMIS 通常モードに切り替え（警戒解除）。
- 3月17日 愛媛県 EMIS 警戒モードに切り替え。
→ 3月17日 EMIS 通常モードに切り替え（警戒解除）。
- 3月17日 宮崎県 EMIS 警戒モードに切り替え。
→ 3月17日 EMIS 通常モードに切り替え（警戒解除）。
- 3月17日 鹿児島県 EMIS 警戒モードに切り替え。
→ 3月17日 EMIS 通常モードに切り替え（警戒解除）。

(2) 医療施設の被害状況（EMIS 及び県庁情報）（4月6日 18時00分時点）

<宮城県>

宮城県内の医療施設では、最大6病院に停電や断水が発生したが解消済み

<福島県>

福島県内の医療施設では、最大6病院に停電や断水が発生したが解消済み

他の都道府県では、EMIS で被害情報なし

(3) DMATの活動状況（4月6日 18時00分時点）

東北ブロック、北海道ブロック、関東ブロックのDMATに対して、自動参集基準が適応され、各地で待機状態となったが、解除した。

DMAT総活動隊数0隊

3月22日に活動終了済み。

(4) DPAT 活動状況

・宮城県

DPAT 調整本部を設置（3月17日に撤収済み）。

・福島県

DPAT 調整本部を設置（3月22日に撤収済み）。

3 生活衛生・食品安全関係

(1) 水道の被害状況

① 断水の状況

・現時点で全戸解消済み（最大断水戸数※69,999戸）。

※各市町村の最大断水戸数の合計

県・市町村・事業者名	断水戸数（戸）		断水期間	被害等の現況
	最大	現在		
【岩手県】 一関市	56	0	3/16～17	・水道管の損壊による断水（復旧済み）
【宮城県】 大崎市	10,100	0	3/17～20	・宮城県企業局の送水管損壊に伴う断水（復旧済み）
<small>かくだ</small> 角田市	1,680	0	3/16～21	・水道管の損壊による断水（復旧済み）
栗原市	2,759	0	3/17～20	・宮城県企業局の送水管損壊に伴う断水（復旧済み）
<small>けせんぬまし</small> 気仙沼市	116	0	3/17	・水道管の損壊による断水（復旧済み）
仙台市	2,085	0	3/16～18	・水道管の損壊による断水（復旧済み）
<small>かみまち</small> 加美町	36	0	3/17	・水道管の損壊による断水（復旧済み）
<small>かわさきまち</small> 川崎町	50	0	3/17	・水道管の損壊による断水（復旧済み）

ざおうまち 蔵王町	206	0	3/16～17	・水道管の損壊による断水 (復旧済み)
たいわちよう 大和町	19	0	3/17～18	・水道管の損壊による断水 (復旧済み)
みさとまち 美里町	9,245	0	3/17～20	・宮城県企業局の送水管損壊に伴う 断水(復旧済み)
やまもとちよう 山元町	700	0	3/16～18	・水道管の損壊による断水 (復旧済み)
わくやちよう 涌谷町	5,970	0	3/17～20	・宮城県企業局の送水管損壊に伴う 断水(復旧済み)
わたりちよう 亶理町	10	0	3/16～17	・水道管の損壊による断水 (復旧済み)
石巻地方広域水 道企業団(石巻 市、東松島市)	17	0	3/16～17	・水道管の損壊による断水 (復旧済み)
【福島県】 だてし 伊達市	8,410	0	3/16～17	・緊急遮断弁の作動による断水 (復旧済み)
福島市	不明	0	3/16～17	・緊急遮断弁の作動による断水 (復旧済み)
くにみまち 国見町	3,500	0	3/16～18	・水道管の損壊による断水 (復旧済み)
いいたてむら 飯館村	25	0	3/17	・水道管の損壊による断水 (復旧済み)
相馬地方広域水 道企業団(相馬 市、南相馬市鹿 島区、新地町)	23,000	0	3/16～23	・停電及び水道管の損壊による断水 (復旧済み)
双葉地方水道企 業団(富岡町、 榎葉町)	2,015	0	3/16～18	・水道管の損壊による断水 (復旧済み)
【埼玉県】 そうかし 草加市	不明	0	3/16～17	・停電による断水(復旧済み)
【千葉県】 浦安市	不明	0	3/16～17	・停電による断水(復旧済み)

※最大断水戸数が不明の事業者は、一時的な断水が生じたものの、早期に復旧したことにより、断水戸数が特定できなかったもの。

4 社会福祉施設等関係

(1) 高齢者関係施設の被害状況

宮城県で3カ所、福島県で15カ所の合計18カ所において建物被害

あり。引き続き情報収集に努める。

市町村名	被災施設数		被災状況別内訳					
			建物被害		停電		断水	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
宮城県	7	3	3	3			4	
仙台市	3	3	3	3				
角田市	2						2	
山元町	2						2	
福島県	54	15	21	15	26		34	
郡山市	6	4	6	4				
相馬市	8	1	1	1	8		8	
二本松市	6	5	5	5	1		2	
田村市	1				1		1	
南相馬市	6				3		6	
伊達市	15	5	7	5	8		7	
本宮市	1		1					
桑折町	1				1		1	
国見町	3				3		3	
塙町	1		1					
広野町	1				1		1	
檜葉町	1						1	
川内村	1						1	
新地町	3						3	
合計	61	18	24	18	26		38	

(2) 障害児・者関係施設の被害状況

岩手県で2カ所、宮城県で1カ所、福島県で2カ所の合計5カ所において建物被害あり。引き続き情報収集に努める。

市町村名	被災施設数		被災状況別内訳					
			建物被害		停電		断水	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在

岩手県	2	2	2	2		
イチノセキン 一関市	2	2	2	2		
宮城県	1	1	1	1		
センダイシ 仙台市	1	1	1	1		
福島県	9	2	2	2	5	7
クニミチヨウ 国見町	1	1	1	1	1	1
ダテ シ 伊達市	2				2	
ミナミノウマシ 南相馬市	1				1	1
ソウマシ 相馬市	5	1	1	1	1	5
合計	12	5	5	5	5	7

(3) 児童関係施設等の被害状況

宮城県で2カ所、福島県で1カ所の合計3カ所において建物被害あり。引き続き情報収集に努める。

市町村名	被災施設数		被災状況別内訳					
			建物被害		停電		断水	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
宮城県	12	2	2	2	4		6	
トミヤ シ 富谷市	2	1	1	1			1	
シロシ 白河市	1				1			
カリラシ 築原市	1						1	
イシノマキン 石巻市	2				1		1	
オオガワラマチ 大河原町	1				1			
ムラタマチ 村田町	2				1		1	
ミサトマチ 美里町	2						2	
オサトウマシ 大郷町	1	1	1	1				
福島県	28	1	1	1	12		24	
ミナミノウマシ 南相馬市	7				6		7	
ダテシ 伊達市	4				2		2	

ソウマシ 相馬市	5					5	
クニマチ 国見町	1				1		
カガミイシマチ 鏡石町	1	1	1	1			
ナラハマチ 檜葉町	3					3	
シンチ マチ 新地町	7				3	7	
合計	40	3	3	3	16	30	

5 保健・衛生関係

(1) 人工透析

各都道府県に対し、透析医療の提供が困難となる事態にも対応できるよう注意喚起を行うとともに、被害状況確認の連絡体制確保を要請した(3/16)。また、日本透析医会に対し、情報共有について協力を依頼した(3/16)。

○福島県

- ・日本透析医会災害時情報ネットワークにおいて、福島県2施設（相馬中央病院、公立相馬総合病院）の透析不可を確認。当該透析不可施設の透析状況について、福島県に状況を確認(3/17)。

- ・相馬中央病院については、水道・電気が止まっているが、給水車・電源車により応急措置ができています。また、公立相馬総合病院については、水道・電気が止まり、透析装置も故障しているため、当病院にて透析治療を受けている17名について、相馬中央病院に振り替えて対応中(3/17)。

- ・相馬中央病院について、水道・電気復旧し透析可を確認(3/18)。

- ・公立相馬総合病院について、電気復旧、断水は継続も給水車対応で自施設透析可となり、相馬中央病院への患者振り替え終了を確認(3/18)。

- ・公立相馬総合病院について、3/23に断水が解消し、通常通りの透析が実施できていることを確認(3/31)。

○宮城県

- ・日本透析医会災害時情報ネットワークにおいて、宮城県1施設の透析不可を確認。宮城県に連絡し、当該施設において断水あるも本日は透析必要患者なし、明日からは給水車で透析可であることを確認(3/17)。

- ・上記宮城県1施設について断水継続も給水車対応で透析可を確認(3/18)。

- ・上記宮城県1施設について、断水が解消し3/20から通常通りの透析が実施できていることを確認(3/23)。

引き続き情報収集に努める。

(2) 人工呼吸器在宅療養難病患者

各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市に対し、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請した（3/16）。

患者団体に対し、地区支部を通じて、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者への被害情報の把握について協力を依頼した（3/16）。

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(3) DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の派遣

都道府県・保健所設置市・特別区に対して、「災害時健康危機管理支援チーム」（DHEAT）の派遣に関する調整の依頼が必要となった場合には、厚生労働省へ連絡するよう依頼した（3/17）。

(4) 保健師の派遣

都道府県・保健所設置市・特別区に対して、保健師の派遣に関する調整の依頼が必要となった場合には、厚生労働省へ連絡するよう依頼した（3/17）。

(5) 被災者の健康管理

都道府県・保健所設置市・特別区に対して、被災地で保健師などが行う保健活動に活用するため、以下の事務連絡等を送付し、被災者への対応を要請した（3/17）。

- ・「避難生活を過ごされる方々の深部静脈血栓症／肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防について」（令和4年3月17日付け健康局健康課保健指導室事務連絡）
- ・「管轄避難所等情報の記録様式について」（令和4年3月17日付け健康局健康課保健指導室事務連絡）
- ・「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ & A（第3版）について」（令和3年5月13日付け通知）

「令和4年福島県沖を震源とする地震に係る感染症予防対策等について」（令和4年3月17日付け健康局結核感染症課事務連絡）で、都道府県、保健所設置市、特別区に対し、感染症の発生及びまん延が懸念される場合の感染症予防対策としての消毒及び害虫等対策（ねずみ族、昆虫等駆除）並びに被災地域における感染症予防対策の専門家の派遣要請について円滑かつ適切に実施いただくよう要請した（3/17）

(6) 公費負担医療

公費負担医療(原爆、感染症、難病、小慢、特定疾患、肝炎等)について、受給者証等がなくても受診でき、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとする旨の事務連絡を都道府県等に発出(3/17)。

※ 「令和4年福島県沖を震源とする地震にかかる災害の被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」(令和4年3月17日付け関係課連名事務連絡)

(7) その他

- 感染症指定医療機関、病原体管理施設の被害状況
 - ・現時点で大きな被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

6 薬局、薬剤師、輸血用血液製剤、毒物劇物関係

(1) 薬局、薬剤師

- ・各都道府県等に対し、薬局の被害状況を把握した場合には報告するよう依頼(3/16)。
- ・薬局において、宮城県で45件、山形県で4件、一部損壊等の被害情報があったが、いずれも営業は再開されている。引き続き情報収集に努める。

(2) 輸血用血液製剤

- ・日本赤十字社等に対し、輸血用血液製剤関係の被害情報等の収集と共有を行うよう依頼(3/17)。
- ・現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(3) 毒物劇物

- ・各都道府県等に対し、毒物劇物関係の被害状況を把握した場合には報告するよう依頼(3/16)。
- ・現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

7 介護保険関係

(1) 利用者関係

- 被災した要介護高齢者等への対応について
災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要介護高齢者等につ

いて、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、介護保険施設等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請（3/17宮城県、福島県）。

当該周知、要請を行ったことにつき、各都道府県にも連絡（3/17）。

また、各都道府県および被災地市町村に対し、被災者は被保険者証等を提示しなくても介護サービスを利用できるよう対応することを可能とする事務連絡を発出（3/17）。

○ 被災した要介護高齢者等の安否確認等について

市町村が要介護高齢者等について、地域包括支援センターや介護支援専門員等への協力依頼等の方法により、安否確認を行うとともに、必要なサービス提供につなげる旨を周知（3/17宮城県、福島県）。

○ 避難所等で生活する要介護高齢者への配慮事項等について

災害救助法が適用された自治体に対して、避難所等で生活する要介護高齢者に対する支援にあたって、必要なサービスが受けられるよう、居宅介護支援事業者等に協力を依頼するよう要請（3/17宮城県、福島県）。

8 障害児者支援関係

○ 被災した要援護障害者等への対応について

災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要援護障害者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、障害福祉サービス事業所等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請（3/17宮城県、福島県）。

○ 特別児童扶養手当等に係る提出書類の省略等について

特別児童扶養手当等の認定等に係る提出書類の省略や一定の損害を受けた被災者に係る所得制限の特例措置等について都道府県等に要請（3/17）

○ 障害児者の安否確認等について

市町村が障害者（児）についての安否確認を行うとともに、相談支援事業者等と連携しつつ、必要なサービス提供につなげる旨を周知（3/17宮城県、福島県）。

○ 障害児入所施設等の人員基準等の取扱いについて

人員、設備基準の柔軟な取扱いを可能とする旨の通知。（3/17）

- 災害により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について
定員やサービスについて把握・調整・配慮要請、および措置負担に係る特例の通知。(3/17)
- 指定就労継続支援 A 型事業者の運営に関する基準の取扱い等について
被災した就労継続支援 A 型事業所等について、生産活動収入の減少が見込まれるときには、自立支援給付を賃金等に充てても差し支えない旨を都道府県等に周知。(3/18)

9 児童福祉関係

(1) 利用者関係

- 各都道府県等に対して、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請 (3/17)。
 - ・ 母子健康手帳の交付及び妊産婦、乳幼児に対する健康診査等の各種母子保健サービスについて、住民票の有無にかかわらず、避難先である自治体において適切に受けられるよう柔軟に対応すること
 - ・ 児童福祉法による助産の実施について、付近に助産施設がない場合等やむを得ない事由があるときは助産施設以外で助産の実施を行っても差し支えないこと
 - ・ 保育所等を利用している方々等で、保育料を負担することが困難な者について、保育料の減免ができること等
- 各都道府県等に対して、厚生労働省ホームページ等に掲載している災害時の母子保健対策に関するマニュアル等について情報提供 (3/17)。
- 各都道府県等に対して、被災した妊産婦及び乳幼児への対応について、以下の事項について特段の配慮を要請 (3/17)。
 - ・ 保健師・助産師等が支援する際に、保温、栄養、感染症防止、休息など健康管理に配慮した相談支援などを継続的に行うこと

(2) 事業者関係

- 各都道府県等に対して、被災地に応援職員を派遣する施設（派遣元施設）において、被災地に職員を派遣したことで、派遣元施設における職員が一時的に不足し、人員配置基準を満たさなくなる場合等の、人員及び設備等の基準の適用を、柔軟に取り扱って差し支えない旨を周知。(3/17)
- 各都道府県等に対して、児童相談所が被災地域において支援を必要としている子ども等の把握に努め、関係機関と連携して支援を行う体制を構築するとともに、被災地域における子ども等への相談支援を積極的に行うよ

う要請。(3/17)

(3) その他

- 各都道府県等に対して、被災した要援護者への対応について、以下の事項について特段の配慮を要請。(3/17)
 - ・被災地域の児童養護施設等に入所する児童等の広域的な受入体制の構築
 - ・当該児童等に係る費用徴収の減免措置等が行える等
- 各都道府県等に対して、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請。(3/17)
 - ・児童扶養手当の認定等に係る提出書類の省略や所得制限に係る特例措置
 - ・母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る償還金の支払いの猶予等

10 医療保険関係

- 被災に伴い被災者が被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても医療保険による受診が可能である旨について、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（3/17）。
 - ※「令和4年福島県沖を震源とする地震にかかる災害の被災者に係る被保険者証等の提示等について」（令和4年3月17日付け保険局医療課事務連絡）を送付（3/17）。
- 全国健康保険協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金及び地方厚生（支）局に対して、災害その他の特別の事情がある被保険者に係る一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができる旨等を周知。
 - ※「災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について」（令和4年3月17日付け保険局保険課事務連絡）を送付（3/17）。
- 各都道府県に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料（税）・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。
 - ※「災害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについて」の再周知について」（令和4年3月17日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）を送付（3/17）。
 - ※平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。
- 各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。

※「令和4年福島県沖を震源とする地震による後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて」（令和4年3月17日付け保険局高齢者医療課事務連絡）を送付（3/17）。

○ 被災者がマイナンバーカードを保険医療機関等に持参できない場合においても、オンライン資格確認システムで薬剤情報等が提供可能となる緊急時機能のアクティブ化について、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（3/17）。

※「令和4年福島県沖を震源とする地震を受けたオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」（令和4年3月17日付け保険局医療介護連携政策課事務連絡）を送付（3/17）。

11 年金関係

○ 日本年金機構に対して、災害により被災した被保険者に係る国民年金保険料の免除を行うよう指示するとともに、対象市町村に対しても周知（3/17）。

※平成16年12月10日に発出した「災害に伴う国民年金保険料の免除事務について（通知）」の再周知について、令和4年3月17日付け厚生労働省年金局事業管理課長通知を送付。

○ 年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務における返済条件の緩和等について、実施機関の（独）福祉医療機構のホームページにより周知。（3/17）

12 労働関係

○ 労働災害発生状況

労働局からの報告は以下のとおり。

- ・山形県：負傷者1名
- ・福島県：負傷者3名

○ 労働基準関係

・各都道府県労働局に事務連絡を発出し、被災地域における労働基準関係の業務運営について指示（3/17）。（事務連絡「甚大な自然災害時における労働基準関係行政の運営について」（令和4年福島県沖を震源とする地

震)J)

- ① 労災保険給付の請求について、事業主等の証明が受けられなくても請求書を受理する等の手続きの簡略化
- ② 労働保険料等の納付について、事業主等からの申請に基づく猶予措置等の実施
- ③ 企業が倒産等し賃金未払のまま退職を余儀なくされた労働者に対する未払賃金立替払制度の申請手続きの簡略化
 - ・ 労災年金担保貸付事業における返済条件の緩和等について、実施機関の(独)福祉医療機構のホームページにより周知(3/17)。
 - ・ (独)労働者健康安全機構において専用のダイヤルを設け、事業者、労働者及びその家族等被災された住民に対するメンタルヘルス・健康相談に対応(3/18~)。
 - ・ がれきの処理作業等における労働災害の防止を指導する際に配布する使い捨て式防じんマスク2,100枚等を福島労働局及び宮城労働局に発送(3/18~3/25)

○ 勤労者生活関係

- ① 勤労者退職金共済機構
 - ・ 被災した財形持家転貸融資返済中の方に対する返済猶予等の措置及び住宅等に被害を受け新たに財形持家転貸融資を受ける方に対する貸付金利引下げ措置を機構ホームページにて周知(3/17)。
 - ・ 被災した共済契約者(事業場)の掛金についての納付期限の延長、支払手続きの簡素化等の取扱いが可能な旨を機構ホームページにて周知(3/17)。
- ② 労働金庫
 - ・ 通帳等のない場合の預金引き出し、定期性預金の満期日前の支払についての相談等及び特別融資の実施について、労働金庫のホームページにて周知(東北労働金庫(3/17))。

13 雇用関係

○ 雇用保険関係

- ・ 各都道府県労働局宛に事務連絡を発出し次の事項を指示(3/17)。(事務連絡「令和4年福島県沖を震源とする地震に係る被害に対する失業等給付関係対策の実施について」)
- ① 災害により休業するに至った事業所の早急な把握に努めること、当該事業所の労働者で一時的に離職を余儀なくされた者は基本手当の特例措置の対象になること等

- ② 被災地域の受給資格者に対する配慮（失業認定日変更、必要書類の確認、失業の認定における弾力的な取扱い等）を行うこと

14 災害ボランティア関係

- 社会福祉協議会において災害ボランティアセンターが開設されている自治体は、2県5市4町であり、詳細は下表のとおり。

県名	市町村名	開設日	閉鎖日
宮城県	白石市	3月17日	<u>4月10日</u>
	山元町	3月17日	
	角田市	3月18日	<u>4月7日</u>
福島県	郡山市	3月17日	
	国見町	3月17日	
	矢吹町	3月17日	3月31日
	桑折町	3月17日	
	須賀川市	3月18日	3月31日
	南相馬市	3月18日	
	新地町	3月24日	
	相馬市	3月24日	

※ニーズ調査中のためボランティアの募集を開始していない場合がある。
 ※募集範囲を当該市町内に限っている場合等がある。

- 全国社会福祉協議会によると、発災から4月12日までに、延べ2,122人のボランティアの方々が活動。

<ボランティア活動数>

(単位:人)

		3月21日 ~3月27日	3月28日 ~4月3日	4月4日 ~4月10日	4月11日 ~4月12日	累計
宮城県	白石市	37	12	0	<u>0</u>	49
	山元町	69	112	<u>104</u>	<u>17</u>	<u>302</u>
	角田市	72	<u>34</u>	<u>6</u>	<u>0</u>	<u>112</u>
福島県	郡山市	36	3	<u>7</u>	<u>5</u>	<u>51</u>
	国見町	104	37	0	<u>0</u>	141
	矢吹町	45	8	0	<u>0</u>	53
	桑折町	56	117	<u>208</u>	<u>37</u>	<u>418</u>
	須賀川市	0	0	0	<u>0</u>	0
	南相馬市	131	263	<u>278</u>	<u>0</u>	<u>672</u>
	新地町	10	101	<u>134</u>	<u>32</u>	<u>277</u>
	相馬市	17	30	0	<u>0</u>	47

	合計	577	717	737	91	2,122
--	----	-----	-----	-----	----	-------

※4月18日17:00時点で把握しているボランティア数。
速報値であり、今後、遡って数に変動する場合がある。

15 消費生活協同組合関係

- 共済事業を行う消費生活協同組合に対し、被災した共済契約者について、掛金の払込期間の延長や共済金の請求手続きの簡素化等の取扱いが可能な旨を周知。(3/17)

以上